

芦屋町イメージキャラクター取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芦屋町の知名度の向上及び魅力を町内外にアピールするために定めた芦屋町イメージキャラクター「アッシー」（以下「キャラクター」という。）の適正な使用かつ積極的な活用を図るため、その使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、町に属する。

(使用許可申請)

第3条 キャラクター使用は、原則として自由とする。ただし、次の各号に該当する場合は除く。

- (1) 町及びキャラクターの品位を傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのあるとき。
- (3) 町が特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 宗教行事・活動及び政治活動に使用するとき。
- (5) その他町長が使用について不相当と認めたとき。

2 営利を目的として使用する者は、あらかじめ芦屋町イメージキャラクター「アッシー」使用許可申請書（様式第1号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかにその可否を芦屋町イメージキャラクター使用許可・不許可通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第4条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、町長が適当と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。
- (2) キャラクターには、「芦屋町イメージキャラクターアッシー」と表記すること。ただし、スペース等の関係で難しい場合は、「©芦屋町」又は「芦屋町アッシー」の表記をもって代えることができる。

2 キャラクターの使用許可を受けた者は、前項の規定に加え、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された内容により使用すること。
- (2) 使用の許可によって生じた権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) キャラクターを使用した商品等については、速やかに完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

(権利設定の禁止)

第6条 キャラクターを使用する者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(違反等に対する取扱い)

第7条 キャラクターを使用している者（使用許可を受けた者を除く。）が、この要綱に違反

したときは、その使用の差止めを請求し、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うものとする。この場合において、キャラクターを使用している者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

2 キャラクターの使用許可を受けた者が、この要綱に違反したときは、使用の許可を取り消し、その使用物件の回収等の措置を請求することができる。この場合において、許可を取り消された者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

3 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

（損失補償等の責任）

第8条 町は、キャラクターの使用を許可したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 キャラクターを使用する者は、キャラクターを使用した商品等の^{かじ}瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 キャラクターを使用する者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。